

正副会長の活動状況

実務修習近況

日本弁理士会副会長 真田 有

(1) 本年10月から弁理士試験合格者等に対する実務修習が開始されることに伴い、本年度の定期総会で実務修習の指定修習機関の申請をすることをご承認いただき、更に本年度の第1回臨時総会において、指定修習機関の申請に必要な会則の改正もご承認いただきました。有難うございました。

(2) 10月に入ってすぐに、指定修習機関の申請を行い、10月15日付けで指定修習機関として指定されました。その後、修習実務規程及び手数料等につきましても認可を受けました。その後は、実務修習の受付を行って、実務修習を開始するということになります。

(3) さて、弁理士登録前の実務修習は、新人弁理士として最低限必要な知識・資質を備えるため、弁理士登録の条件の一つとして弁理士法に義務付けられるものであり、国が企画・立案を行い、指定修習機関が実施するものであります。法定化した趣旨に鑑み、実務修習が実務能力の向上に寄与し、かつ、過度に参入障壁とならない制度設計が必要と考えられるものであります。

(4) 実務修習は、年1回行われ、その時期は12月か

ら翌年3月に行うことが適当とされ、スクーリング研修(演習)については、土日や平日の夜間の開催も考慮されており、また、スクーリング研修の開催場所は、東京、大阪、名古屋の3ヶ所であります。

実務修習に必要な課程については、弁理士法、弁理士倫理、弁理士業概論のほか、特許(実用新案を含む)、意匠及び商標に関する理論及び実務に関する課程、並びに工業所有権に関する条約その他弁理士の業務に関する理論及び実務に関する課程が用意されています。

また、実務修習に必要な時間数は72時間であり、更に実務修習の修習方法としては、課程の特性に応じ、上記のスクーリング研修とeラーニング研修とを組み合わせて行われます。スクーリング研修及びeラーニング研修共に、効果確認が行われます。

なお、所定の要件を満たす方には実務修習を構成する課程の一部免除が設けられていますが、これらの方に対しても、知財人材としてのスキルアップの観点から、免除課程を含めて積極的に受講できる環境を整備することが必要とされています。

そして、無事、実務修習を修了された方は、弁理士登録することができます。